

## 第 3 問 答案用紙< 1 > (会 計 学)

問 1

(1)

(金額 単位：千円)

①	1,588	②	8,400	③	リース投資資産
④	42,000	⑤	9,600	⑥	1,588

(2)

イ) リース契約が締結された日において、双方とも契約を締結しておらず、未履行のリース契約を認識することになり、かえって投資家に誤解を招く情報を招く可能性がある。そのため、現行のリース会計基準のように、契約が部分的に履行されるリース取引開始日にリース資産とリース債務を認識すべきである。

ロ) 所有権移転外ファイナンス・リース取引は、リース物件を使用する権利を売買という性格がある。リース物件に着目し、リース物件の公正な評価額によりリース資産及びリース債務を計上すると、返還されるリース物件の残存価額だけ計上額が過大となってしまう。現行のリース会計基準のように、リース料総額の割引現在価値を考慮すべきである。

## 第 3 問 答案用紙< 2 > (会 計 学)

問 2

(1)

(単位：千円)

①	160,580	②	-21,120	③	-55,200
④	43,340	⑤	-10,320	⑥	36,000
⑦	-26,840	⑧	-48,440	⑨	22,380
⑩	30,480				

(2)

市場性のある一時所有の有価証券は、たとえこれが容易に換金可能な短期投資であっても、

-----

短期の支払資金を想定した現金及び現金同等物と異なる投資意図と異なり、価値変動リスク

-----

が僅少とはいえ、投資活動としての性格を有すると考えられる。そのため、これを現金及

-----

び現金同等物の概念に含めると、資金の範囲が広くなり、資金管理活動の実態を的確に反映

-----

することが出来ない。従って、現行基準においては、市場性のある一時所有の有価証券は、

-----

現金及び現金同等物の概念に含まれていない。

## 第4問 答案用紙<1> (会 計 学)

### 問 1

(1)

新株予約権は、報告主体が支配している経済的資源を引き渡す義務とは異なるため、負債の部に表示することは適当ではなく、純資産の部に表示する。また、新株予約権は、報告主体の所有者である株主とは異なる新株予約権者との直接的な取引によるものであり、株主に帰属する部分である株主資本に該当しないため、純資産の部の株主資本以外の項目として表示される。

(2)

①外貨建自己新株予約権を消却した場合、消却した自己新株予約権の取得時の為替相場による円換算額とこれに対応する新株予約権の発行時の為替相場による円換算額との差額を、自己新株予約権消却損(又は消却益)等の適切な科目をもって当期の損益として処理する。

②外貨建自己新株予約権を処分した場合、受取対価と処分した自己新株予約権の取得時の為替相場による円換算額との差額を、自己新株予約権処分損(又は処分益)等の適切な科目をもって当期の損益として処理する。

### 問 2

(1)	a	資産負債	法	b	繰延	法
<p>(2) その他有価証券は、会計上は時価評価され、評価差額を純資産直入される。しかし、税務上は時価評価されないため、会計上の資産と税務上の資産の間に一時差異は生じるが、会計上の収益又は費用と税務上の益金又は損金の間に期間差異は生じない。したがって、期間差異に基づき税効果を認識する繰延法を採用した場合、当該時価の変動に基づく税効果は認識されず、将来の法人税等の支払額に対する影響が表示されないという問題がある。</p>						
<p>(3) 連結会社相互間の商品売買取引から発生する未実現利益を消去する場合、売却元の連結会社における売却時の税率を適用し、その後、税率が変更された場合であっても税効果額の見直しは行わない。これは、将来の外部売却時の税率を未実現利益の消去に適用し、その後、税率が変更された場合には税効果額の見直しを行う資産負債法の例外として扱われている。</p>						

## 第4問 答案用紙<2> (会 計 学)

### 問 3

(1)

a	遅延	b	重要性基準	c	即時
理由：退職給付費用は長期的な見積計算であるため重要性基準を採用している。					

(2)

外部に積み立てられている年金資産を企業の資産として認識することは適当でない。また、当該超過額が将来退職給付費用の減少に繋がるとしても、一般的に年金資産の払戻しには制限があることから、当該超過額の払戻しが行われない限り、これを利益として認識することは適当でない。このように考え年金資産の上限を定めていた。

### 問 4

(1) 決算日レート法は、すべての外貨表示財務諸表項目を決算時の為替相場により換算し、複数の為替相場を用いる他の3つの換算方法と異なり、単一レート法である。現行上、現地通貨による測定値そのものを重視する傾向が強まっていることから、在外外子会社等の財務諸表項目の換算は、現地主義を採用し、決算日レート法が適用している。

(2) テンポラル法は、外貨表示財務諸表の各項目をそれぞれの外貨測定時の為替相場によって換算する複数レート法である。そのため、単一レート法である決算日レート法とは異なり、外貨表示財務諸表項目の項目相互間の関係が歪められる。したがって、為替相場が大きく変動すると、換算のパラドックスが生じる場合がある。

(3) 二取引基準は、為替差異を財務損益とする特徴があり、外貨建取引と決済取引を独立した取引とみなして会計処理を行う考え方である。一取引基準は、為替差異を営業損益とする特徴があり、外貨建取引と決済取引を1つの取引とみなして会計処理を行う考え方である。

(4) 為替相場の変動による為替差異は、経営者の為替対策の巧拙を示すものであり、外貨建取引とは別の財務活動により生じた財務損益であると考えられる。現行上、売上割引・仕入割引を、代金の早期回収・支払という売却・購入取引とは別の財務活動により生じた財務損益とする会計処理と整合するため、二取引基準が採用している。

第5問 答案用紙<1>  
(会 計 学)

問1

(1) 資産
売上高
利益剰余金
(2) 連結財務諸表提出会社の中・長期の経営戦略上の重要な子会社は、非連結子会社とすることはできない。
セグメント情報の開示に重要な影響を与える子会社は、非連結子会社とすることはできない。
連結財務諸表提出会社の一業務部門、例えば、製造、販売、流通、財務等の業務の全部又は重要な一部を実質的に担っていると考えられる子会社は、原則として非連結子会社とすることはできない。
(3) 非連結子会社に <u>できる</u> (どちらかを丸で囲むこと) できない
理由：S5社とS6社を通算すると損益がゼロとなる予定であるため連結の全体として重要性が乏しいと考えられる。S5社の利益とS6社の損失は一過性の原因であり翌連結会計年度以降相当期間にわたり重要性が乏しい子会社として、連結の範囲が継続されると考えられる。そのため、両社を非連結子会社に出来る。

## 第 5 問 答案用紙< 2 > (会 計 学)

問 2

x の項目内容	株式評価損の戻入
---------	----------

(単位：百万円)

①-1 400	①-2 0	①-3 0	①-4 (400)	①-5 0
②-1 20,700	②-2 0	②-3 0	②-4 0	②-5 20,700
③-1 72	③-2 0	③-3 0	③-4 0	③-5 72
④-1 0	④-2 0	④-3 504	④-4 0	④-5 504
⑤-1 48	⑤-2 0	⑤-3 60	⑤-4 12	⑤-5 120
⑥-1 0	⑥-2 (800)	⑥-3 600	⑥-4 0	⑥-5 (200)
⑦-1 0	⑦-2 0	⑦-3 0	⑦-4 (27)	⑦-5 (27)
⑧-1 0	⑧-2 0	⑧-3 (3,500)	⑧-4 100	⑧-5 (3,400)
⑨-1 0	⑨-2 0	⑨-3 (160)	⑨-4 0	⑨-5 (160)
⑩-1 (1,200)	⑩-2 0	⑩-3 (800)	⑩-4 0	/
⑪-1 (224)	⑪-2 0	⑪-3 0	⑪-4 0	⑪-5 (224)
⑫-1 0	⑫-2 90	⑫-3 0	⑫-4 0	⑫-5 90
⑬-1 0	⑬-2 0	⑬-3 (387)	⑬-4 0	⑬-5 (387)
⑭-1 (57,204)	⑭-2 4,500	⑭-3 (15,382)	⑭-4 85	⑭-5 (67,821)

注)金額は借方・貸方を区別するため、貸方金額には( )を付すこと。